

第4号議案 参考資料

都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 に係る環境影響評価に対する意見と見解

準備書についての意見を有する者の意見の概要 及びそれに対する都市計画決定権者の見解	・・・・・・・・ 2
準備書についての山梨県知事意見 及びそれに対する都市計画決定権者の見解	・・・・・・・・ 9
評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者の意見 及びそれに対する都市計画決定権者の対応	・・・・・・・・ 25

準備書についての意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第十六条に基づき、環境影響評価準備書を平成 24 年 2 月 16 日から平成 24 年 3 月 16 日まで縦覧に供し、平成 24 年 2 月 16 日から平成 24 年 3 月 30 日まで意見を求めたところ、同法第十八条第一項に基づく環境保全の見地からの意見書は 26 通でした。

以下に、意見の概要及び都市計画決定権者の見解を示す。

区分	意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境全般に関すること	(1) 騒音対策や日照対策、緑地帯や歩道の設置等、近隣住民の生活環境に配慮してもらいたい。	環境影響評価の結果を踏まえて、工事中の建設機械の稼働時には適宜散水や仮囲い(防音パネル)の設置などを行います。また、工事用車両の運行にあたっては、工事用車両の分散運行(通勤・通学時間帯などの車両の集中の回避、影響の少ない運行ルートを選定など)による運行計画の配慮やタイヤ洗浄などを行い、工事中の大気汚染や騒音、振動の低減に努めます(評価書 8-1-74,89,109,127 頁、8-2-67,80 頁、8-3-29,41 頁)。
	(2) 工事中及び供用後の環境悪化や自然環境の破壊はやめてほしい。	<p>供用後の騒音対策としては、詳細設計時にジョイント部の構造を検討するなどのほか、既存道路が環境基準を超過している場合は、道路管理者と協議し、適切な環境保全措置を実施するよう協力を求めてまいります(評価書 8-2-44 頁)。</p> <p>自然環境に対する対策としては、重要な動物のための移動経路の確保(評価書 8-8-45 頁)や、周辺景観との調和及び生物多様性への配慮として在来種(ヨモギ、ススキ、メドハギ、シロツメクサ、チガヤ、シバ等)を用いた盛土法面等及び地形改変部の緑化を行います(評価書 8-10-50 頁、8-11-59 頁、8-12-10 頁)。</p> <p>なお、日照対策については、予測を行った結果、日照阻害に関して維持されることが望ましい水準が満たされると予測されたことから、環境保全措置の検討は行わないこととしました(評価書 8-7-13 頁)。</p>

区分	意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境全般に関する事	(3) 各環境影響評価項目について、現状の環境の状況を示してもらいたい。	<p>大気質の状況については3地点で現地調査を行い、二酸化窒素の通季平均値は 0.012～0.015ppm、浮遊粒子状物質の通季平均値は 0.021～0.025mg/m³でした(評価書 8-1-5 頁)。</p> <p>騒音の状況については、一般環境騒音を 3 地点、道路交通騒音を 8 地点で現地調査を行いました。その結果、一般環境騒音については 1 地点で昼間の時間帯に環境基準を超過しました。また、道路交通騒音については 3 地点で昼夜共に環境基準を超過しました(評価書 8-2-3 頁)。</p> <p>振動の状況については、一般環境振動を 3 地点、道路交通振動を 8 地点で現地調査を行いました。その結果、80%レンジの上端値(L₁₀)は昼間で 25dB 未満～48dB、夜間で 25dB 未満～49dB でした(評価書 8-3-3 頁)。</p> <p>低周波音や日照障害については、調査地域における住居の位置や立地状況、土地利用や地形の状況を把握しました(評価書 8-4-2 頁、8-7-3 頁)。</p> <p>動物の状況は現地調査により、哺乳類 6 目 12 科 17 種、鳥類 14 目 34 科 93 種、両生類 1 目 4 科 4 種、爬虫類 2 目 6 科 10 種、魚類 6 目 10 科 23 種、昆虫類 17 目 224 科 1,182 種、底生動物 22 目 65 科 123 種を確認しました(評価書 8-8-8 頁)。</p> <p>植物の状況は現地調査により、112 科 626 種の植物と 22 の植物群落、7 の土地利用等(開放水面含む)を確認しました(評価書 8-9-5～8 頁)。</p> <p>景観の状況については、主要な眺望景観として 2 地点、日常的な視点場からの景観の状況を写真撮影により把握しました(図表集 125～136 頁)。</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場については、3 箇所を利用して及び利用環境の状況を把握しました(図表集 137～140 頁)。</p>
	(4) 環境影響評価そのものが信用できない。	<p>環境影響評価については、道路事業における調査、予測及び評価の手法を定めた国土交通省令*1に則り実施しました。</p> <p>大気質や騒音などの生活環境に関する予測については、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域で、住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが計画されている地域を考慮して地点設定しました。また、予測結果は環境基準などと比較を行いました。</p> <p>動物や植物などの自然環境に関する予測については、調査で確認された重要な種の位置と計画路線を重ね合わせて、生息地や生育地が消失・縮小する区間などを予測しました。</p>

*1) 国土交通省令とは、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(建設省令第 10 号、H10.6、国土交通省令第 15 号、H22.4 改正)を示します。

区分	意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
環境全般に関する事	<p>(5) 今回の環境影響評価準備書では、全ての測定、分析数値が基準以下となりましたが、自宅付近での影響について説明して欲しい。</p>	<p>大気質や騒音などの生活環境に関する予測地点は、土地の改変や車両の走行等により環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としてインターチェンジ周辺の住居等が立地する地域及び立地が計画されている地域を考慮して設定しました。また、大気質と騒音については、インターチェンジ周辺を対象に面的な予測を行い、さらに騒音については、地域の平均的な住居の階層を考慮し、地上高さ 1.2m(1 階高さ)及び 4.2m(2階高さ)で予測を行いました(評価書(大気質)8-1-17～31 頁、(騒音)8-2-13～27 頁)。</p> <p>予測の結果、大気質のうち二酸化窒素については、現況からの変化が最も大きかった地域は落合東 IC～落合西 IC 周辺(甲府市落合町～小曲町)であり、現況(バックグラウンド濃度)に対する計画路線の寄与率は約 17%となりました。また、既存道路も加味した影響が最も大きかった地域は桜井 IC 周辺(甲府市桜井町)で、計画路線の寄与率は約 1%となりました。また、浮遊粒子状物質については、現況からの変化が最も大きかった地域は甲府市向町であり、現況(バックグラウンド濃度)に対する計画路線の寄与率は約 1%となりました。また、既存道路も加味した影響が最も大きかった地域は甲府市落合町～小曲町で、計画路線の寄与率は約 1%となりました。これらの結果については、環境基準を下回ります(評価書 8-1-50～56,59～63 頁)。</p> <p>騒音については、計画路線の寄与による影響が最も大きかった地域は和戸 IC 周辺(甲府市和戸町～向町)であり、既存道路も加味した影響が最も大きかった地域は広瀬 IC 周辺(笛吹市石和町広瀬)です。なお、予測地点のうち既存道路において既に環境基準を超過しているのは桜井 IC 周辺、和戸 IC 周辺、広瀬 IC 周辺であり、これらの地点における計画路線による影響の寄与分は 0～1dB です(評価書 8-2-29～40 頁)。</p> <p>騒音対策としては、詳細設計時にジョイント部の構造を検討するなどのほか、既存道路が環境基準を超過している場合は、道路管理者と協議し、適切な環境保全措置を実施するよう協力を求めてまいります(評価書 8-2-44 頁)。</p> <p>インターチェンジ周辺の予測結果については、資料編 3-1～4-29 頁に濃度分布図や、等音分布図を掲載しておりますので、参照して下さい。</p>

区分	意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質・騒音・振動に関する事	(1) ナノ微粒子の影響予測をすべきである。	<p>現在、国で PM2.5 への効果的な対策や環境基準の設定に伴う課題について検討^{*2}されていますが、PM2.5 の予測手法等は確立されていません。このため、現段階では、ナノ微粒子を含め、PM2.5 に関する予測・評価等は技術的に困難な状況にありますが、今後の国等の動向については注視していきます。</p>
	(2) 盛土における季節風(空っ風)の影響を危惧している。	<p>大気汚染の現況調査においては、計画路線沿線の、①山梨学院川田運動公園、②石和西小学校、③甲府南公民館において平成 19 年 4 月～平成 20 年 1 月にかけて気象(風向・風速)の四季観測(各季節 1 週間連続測定)を行い、この結果から予測・評価の基礎資料となる通年の気象条件の設定を行いました。</p> <p>その結果を、観測地点の季節毎の気象状況を整理した風配図に示しました(評価書 8-1-6～9 頁)。気象状況の特徴としては、いずれの観測地点においても風速最大値は冬季が最も大きく、山梨の冬季における特徴的な北よりの強い風を観測しております。なお、観測した値は山梨学院川田運動公園では 8.7m/s、石和西小学校では 10.5m/s、甲府南公民館では 10.1m/s となっています。季節を特徴づける気象状態については予測条件に反映されています。</p> <p>大気汚染の予測は、国土交通省令に示される道路事業に係る一般的な予測手法である大気拡散式(ブルーム式とパフ式)に基づき、予測地点に近い観測地点の気象データ(評価書 8-1-40～43,70～71,86,103～105,122～123 頁)を用いて予測計算を行うことで、現地の季節毎の気象状況を反映した予測を行っています。</p> <p>予測・評価の結果、自動車の走行に係る大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)については全ての予測地点で環境基準を下回っており、工事の実施に係る大気質(粉じん等、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)については適宜散水やタイヤ洗浄、排出ガス対策型建設機械の使用等の環境保全措置を実施することで基準又は目標との整合が図られています。</p>
	(3) 砂原地区は直線でスピードが出やすいため、防音対策を行ってほしい。	<p>本計画道路の道路区分は第 3 種第 1 級であり、設計速度は 80km/時となっています。</p> <p>供用後の自動車の走行に係る騒音予測は、設計速度で車両が走行した場合で行いました。これは、通常時最高速度と考えています(評価書 8-2-28 頁、8-1-39 頁)。</p> <p>砂原地区は、評価書 8-2-18～19 頁に示した盛土 2 断面(A11,A13)、橋梁 1 断面(A12)において予測評価を行いました(予測位置は図表集 70 頁参照)。</p> <p>その結果、既存道路の寄与を含めた合成値の最大値は、A11 と A13 の断面において昼間 68dB、夜間 64dB となりました。この予測値は、現況(砂原地区における現地調査結果)と比較して昼間は+3dB、夜間は+6dB となっています。なお、いずれも環境基準を下回っているものの、自動車の走行による騒音の環境負荷を低減するため、環境保全措置として高架道路のジョイント部の構造の工夫を実施します(評価書 8-2-31,37 頁、8-2-41～42 頁)。</p>
	(4) 車両が道路の継目を通過する際に発生する騒音対策を行ってほしい。	<p>橋梁の詳細設計においては、騒音の影響を小さくするため、ジョイント部の構造を検討するなど、周辺環境に配慮した道路整備に努めてまいります。(なお、詳細な設計は今後実施することとなります。)</p>

*2) ナノ微粒子は微小粒子状物質(PM2.5)よりも粒子が小さい物質であり、PM2.5 に関する環境基準が「微小粒子状物質に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)において告示されました。

区分	意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
地下水、地盤に関する事	(1) 石和地区の上水道鑿泉 ^{＊3} への影響が懸念される。	<p>笛吹市では水道水源としての地下水利用は70%です(評価書4-2-11頁)。</p> <p>石和地区の対象道路事業実施区域周辺(事業実施区域の両側それぞれ約500mの範囲)に存在する水道施設は、唐柏水源・唐柏配水場、小石和水源・小石和配水ポンプ場、砂原配水場、砂原浄水場の4箇所が存在します(評価書4-2-9頁:表4.2.9(1)取水地点等の位置、図表集18頁:図4.2.8上水道施設位置図)。</p> <p>このうち、水源地として稼働している施設は、いずれも採水位置が地表から深さ百m以深です。</p> <p>石和地区の本事業による道路構造は、盛土、橋梁が主であり、これらの工事が地下水の流動等に対し影響を与える深さは最大でも地表から10数m程度を想定しています(評価書16～18頁:図3.2.8土工工事(盛土)の施工順序、図3.2.9橋梁工事の施工順序)。</p> <p>そのため、本事業において、上水道水源としている帯水層には工事の影響はないと考えます。</p>
	(2) 西下条IC～東油川IC地域において、N値耐荷重調査を実施すべきである。	<p>東油川IC地域の既存のボーリング調査結果に基づくN値(地盤の固さを表す指標)は、深度10m程度までは2～50、深度5m程度までは2～4であり、緩い地盤であることを確認しています(評価書8-5-6頁、図表集84頁:図8.5.2既存ボーリング調査の地下水位及びN値)。</p> <p>構造物の設計段階には詳細な地質調査を実施し、得られた地質条件を基に詳細設計に反映します。</p>
日照阻害に関する事	(1) 農地や作物に対する日照の影響について調査すべきである。	<p>環境影響評価法で定める環境影響評価を行う項目は、環境基本法第14条各号に掲げる事項の確保を旨として定められています。</p> <p>農作物への影響は、これに該当するものではないと考えられることから、調査・予測及び評価の対象とはしていません。</p>

＊3) 鑿泉:掘削による井戸を示します。

区分	意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物・植物・生態系に関する事	<p>(1) 環境保全措置を講ずることとしているシマヘビについて、移動経路の確保の対策効果を明確にすべきである。</p>	<p>シマヘビの移動経路の確保には、両生・爬虫類等の小動物の移動に適した、内径1～2m程度のボックスカルバートやパイプ等の採用を想定しており、設置箇所については、シマヘビの生息が確認された甲府市西下条町～濁川の区間のうち、周辺にシマヘビの生息に適した河川や水辺、田畑が分布する盛土区間を対象とすることを想定しています。対策の詳細については、シマヘビの生息状況や計画路線周辺の土地利用状況、他の事例等を勘案し、専門家等と協議しながら、今後検討してまいります。</p> <p>なお、移動経路の確保については、シマヘビの移動経路として利用されるか効果に不確実性を伴うので、環境保全措置の効果を検証するために事後調査を実施することとしています(評価書 8-8-46 頁)。</p>
	<p>(2) 豊かな自然が残されている地域であり、そこに生息している生き物が減ることによって生態系が破壊される。</p>	<p>生態系においては、道路(嵩上式)の存在、工事施工ヤードの設置及び工用道路等の設置による影響について予測を行いました。</p> <p>予測の結果、注目種(タヌキ、チョウゲンボウ、アマガエル)・群集(草地性チョウ類)の生息環境の一部が消失・縮小するが、調査地域(事業実施区域及びその端部から 250m程度の範囲)内に分布するこれら注目種・群集の生息基盤に対する改変割合は最大でも7%程度であり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから、注目種・群集の生息環境は保全される又は生息環境に変化は生じないと予測しました(評価書 8-10-45～46 頁、図表集 116,117,120,123 頁)。</p> <p>供用後においては、生物多様性に配慮し、在来種(ヨモギ、ススキ、メドハギ、シロツメクサ、チガヤ、シバ等)や草地性チョウ類(イチモンジセセリ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ベニジミ、キタテハ等)の食草・食樹を用いた道路法面への緑化を行います。なお、今後、緑化に係る環境保全措置や動物に係る事後調査を実施する中で、本環境影響評価の段階において予測し得なかった著しい生態系への影響が確認された場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ながら調査を実施し、適切な措置を講ずることとしています(評価書 8-10-51 頁)。</p>

区分	意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
景観に関する こと	(1) 遠景ばかりであり、景観に及ぼす影響を過小に見せている。もっと近景からの予測評価をすべきである。	<p>景観の視点の選定は、主要な眺望点及び日常的な視点場と景観資源との位置関係及び対象道路の位置などを踏まえ、景観に変化が生じると想定される眺望点を設定しました(評価書 8-11-2 頁、資料編 8-1～8-3 頁)。</p> <p>追加検討として、構造物の存在や構造が明確になる地点(6箇所)を視点場として選定し、フォトモンタージュ法により景観の変化の程度を把握しました(資料編 8-4～8-5 頁)。</p> <p>検討の結果、これらの視点場からの景観は、構造物が目立ちやすく、景観の構造に変化が生じると予測されました。そのため、環境保全措置は、周辺景観に調和させることを目的とし、「盛土法面及び地形改変部などの緑化」及び「構造物(橋梁等)及び道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」を行うこととしました。</p>
	(2) 自然の恵みを感じられる住居からの景観も評価対象に含めてもらいたい。	
	(3) 小曲町は県内でも空を広く仰ぎ見られる地域であり、周囲の山々の眺望は山梨の宝である。	
	(4) 今まで育んできた風景を強引に変えることに危惧を感じる。	
人と自然との 触れ合いの活動の場 に関する こと	(1) 農業体験や田園地帯の散策も触れ合い活動の場として調査すべきである。	<p>「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版 第3巻」(2007 年 9 月 10 日、財団法人道路環境研究所)には、触れ合い活動の場とは、「自然との触れ合いに関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場を有するもの」とされています。なお、主要な触れ合い活動の場とは、「不特定かつ多数の人々が利用している「触れ合い活動の場」であり、特定の人々しか利用していないもの、少数の人々しか利用していないものは対象とはならない」とされています。</p>
廃棄物等に関する こと	(1) 盛土に使用する材料について具体的に示してもらいたい。	<p>盛土に使用する材料は、本道路事業における掘削工事や橋梁部の基礎工等及び「都市計画道路甲府外郭環状道路北区分間」により発生する建設発生土を可能な限り流用します。また、検査結果により有害物質や強度等について安全性が確認された土を使用します(評価書 15 頁、評価書 8-13-2 頁)。</p>
その他	<p>環境保全のための意見外の意見</p> <p>(1) 知事等からの意見には地元在住の学識経験者の知識を含めるべきである。</p>	<p>所管外事項のため回答できません。</p>

準備書についての山梨県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第二十条第一項に基づく環境の保全の見地からの山梨県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解を以下に示す。

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境影響評価準備書手続中に新たに情報提供を行った資料の取扱い</p>	<p>環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の縦覧後、新たに知事に情報提供を行った補足資料については、原則として補足した内容を全て環境影響評価書(以下「評価書」という。)に記載すること。また、交通量等の算定根拠、基礎数値等の補足的な資料については資料編に添付すること。</p> <p>ただし、情報公開をすることにより乱獲や盗掘等の恐れのある希少種の位置情報については、非公開として別冊にとりまとめ評価書に合わせて提出すること。</p>	<p>技術審議会に情報提供を行った補足資料の内容は全て評価書及び資料編に記載しました。</p> <p>また、技術審議会委員の意見とその回答、交通量等の算定根拠、基礎数値等の補足的な資料については資料編に記載しました。</p> <p>なお、希少種等の非公開情報については別冊にとりまとめました。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業計画</p>	<p>1) 計画路線決定までの経緯(PI 等の成果及び結果の反映)</p> <p>計画路線決定までの検討の経緯(特に環境の保全の見地からの検討内容)が記載されていないことから、次の点を評価書で明らかにすること。</p> <p>a) PI(パブリック・インボルブメント)等により事業者が住民に提供した情報の内容及び住民意見の内容及その反映状況</p> <p>b) 事業者が作成した「みなさんのご意見に対する考え方(H18.6)」(P.17)で示した複数ルート帯から方法書に記載した概略計画に絞り込んだ経緯</p> <p>c) 概略計画から準備書に記載した計画路線を決定する際に行った、環境影響の回避・低減等の検討の経緯</p>	<p>PIにより事業者が住民に提供した情報の内容及び住民意見の内容及その反映状況を資料編に記載しました。</p> <p>また、PI等において検討された計画路線決定までの検討の経緯を評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:資料編 2-1~2-21 頁、評価書 20~23 頁</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
全般的な事項	<p>2)道路構造等</p> <p>盛土や高架等の道路構造及び高さや長さなどの規模、路面排水の方法、路面舗装の種類等により環境影響の程度が異なるため、これらについて現段階で想定しているものを明示すること。</p>	<p>路面舗装の種類及び路面排水の方法等については現段階では未定ですが、計画路線の道路構造、計画高等に関する情報を評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 9～14 頁</p>
	<p>3)対象事業の部分供用について</p> <p>対象事業に係る工事が長期間にわたることから、計画路線の一部を暫定的に供用(以下「部分供用」という。)する場合、当該部分供用による環境影響の把握が「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(以下「主務省令」という。)第10条第3項に定められている。</p> <p>現段階での部分供用に関する考え方を示すとともに、社会情勢等の変化により、部分供用することとなった場合は、部分供用することによる環境影響の程度及び環境保全措置の必要性について検討し、その経緯及び結果を事業実施中の手続(中間報告書)において供用前に明らかにするとともに事後調査を実施する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>現段階では暫定供用に関する詳細な内容が未定であることから、予測に用いる車種別時間別交通量の設定は不確実性が大きいと判断されるため、暫定供用等を想定した環境影響評価は実施していません。ただし、部分供用の計画が決定した段階で、部分供用による環境影響の程度及び環境保全措置の必要性について検討することとし、供用開始前に、その経緯及び結果を事業の実施中の手続きにおいて明らかにします。</p> <p>参照ページ:評価書 10-1 頁</p>
	<p>環境の保全に特に配慮が必要な施設等の把握</p> <p>準備書手続において、方法書では一定の幅で示されていた計画路線の位置が詳細に示されたことから、計画路線と環境の保全に特に配慮が必要な施設(桜井寮、石和西小学校等)や希少動植物の生育・生息場所等(以下、「保全対象」という)の位置関係を記載例を参考に明らかにすること。また、当該保全対象に影響を及ぼす恐れがある環境影響評価項目については、保全対象ごとに環境影響の程度及び環境保全措置の内容を取りまとめ、検討経緯を含めて評価書に記載すること。</p>	<p>特に影響を受けやすい施設等を明らかにし、保全対象ごとに環境影響の程度及び環境保全措置を取りまとめ、検討経緯を含めて資料編に記載しました。</p> <p>参照ページ:資料編 2-22～2-25 頁</p>

〈記載例〉保全対象の種類と対象事業と関係

番号	施設名称	高さ	階層	距離	路盤高	構造	影響を及ぼすおそれがある環境影響評価の項目
1	・・・	XX m	3階	O Om	OOm	盛土	

※調査対象区域内(路線から250m以内)にあるものを保全対象とする。

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
全般的な事項	<p>予測条件の整理</p> <p>(大気汚染、騒音、振動共通:工事用車両の通行台数等) 予測条件となる土砂の搬入・搬出に係る工事用車両の台数については、建設発生土の量、都市計画道路甲府外郭環状道路北区間(以下「北区間」という。)からの土砂の受け入れ量等の算定根拠を明確にした上で算出すること。 特に北区間からの搬入が多い地点については、搬入車両等の通行の状況が明確になるよう記載を工夫すること。</p>	<p>予測条件となる土砂の搬入・搬出に係る工事用車両の台数等について整理して資料編に記載しました。 参照ページ:資料編 1-46～1-47 頁</p>
	<p>土地利用の変化の反映</p> <p>方法書知事意見において、現在の土地利用の状況を把握し、その結果を準備書に反映させることを求めたが、準備書において、その箇所が容易に確認できないことから、現況に合わせて修正した内容は、都市計画決定権者の見解に箇所(ページや図表番号)が明確となるよう一覧表等を追記すること。 また、準備書の予測等で用いている図表が現在の土地利用と異なっているものについては、現況に合わせて修正すること。</p>	<p>土地利用の把握を目的として、都市計画対象道路事業実施区域周辺の家屋等の状況について資料収集及び現地踏査により把握した結果を、資料編に記載しました。 また、大気質・騒音の予測、生態系のとりまとめ等で用いている図面については、甲府市や笛吹市で発行されている最新の図面を使用しました。 参照ページ:資料編 2-26～2-29 頁</p>
	<p>環境影響評価の手法の選定</p> <p>環境影響評価においては、事業特性や地域特性を踏まえ、予測や評価の前提条件や根拠を明確にした上で手法を選定することが重要である。都市計画決定権者は手法の選定について、方法書(P.5-2)で「調査、予測位置及び手法は、事業計画策定後に決定する。」旨を記載していたが、準備書の表 7.2.1.(1)～(21)の「手法の選定理由」の欄が方法書から更新されていないため、環境影響評価手法の選定の過程及び選定の理由が不明である。 方法書手続終了後に行った環境影響評価項目、調査手法及び調査・予測地点の選定の経緯及び結果を具体的に分かりやすく記載し、評価書の同表を更新すること。</p>	<p>方法書手続終了後に行った環境影響評価項目、調査手法及び調査・予測地点の選定の経緯及び結果を評価書に記載するとともに、評価書表 7.2.1.(1)～(21)の「手法の選定理由」について、方法書時点から詳細化した内容に更新しました。 参照ページ:評価書 7-1～7-2 頁、評価書 7-7～7-27 頁</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
	<p>方法書知事意見において環境影響の把握を求めた環境影響評価項目(水質汚濁(4.7.1～3)、温室効果ガス(6.2.1))については、再度環境影響評価の項目として選定することを求める。</p> <p>準備書(P.7-2)に環境配慮事項として記載してあるもののうち、当該措置の内容及び効果の検証が行われていない項目については、評価書に検討の経緯及び結果を記載すること。</p> <p>また、PIにおいて事業者が述べている対象事業の効果(「みなさんのご意見に対する考え方」P.10)についても、評価書において検証すること。</p>	<p>水質汚濁(4.7.1～2)に該当する内容については、「工事の実施に係る水の濁り」として資料編に記載しました。水質汚濁(4.7.3)に該当する内容については、廃棄物等の項目に記載しました。</p> <p>温室効果ガス(6.2.1)については、計画路線だけでなく、周辺道路も含めて評価すべき物質であり、環境影響評価における単独の道路事業の評価には馴染まないと考えられることから、予測・評価の対象としていません。</p> <p>準備書(P.7-2)に環境配慮事項として記載している内容は道路事業における一般的な措置であるため、具体的な効果の検証は行っておりませんが、工事現場での散水や防じんシートの敷設などは、環境負荷低減の効果があると考えました。</p> <p>計画策定に至る検討の経緯(ルート選定に係る検討経緯)は評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:資料編 2-37～2-38 頁、 評価書 8-13-6～8-13-8 頁、評価書 20～23 頁</p>
<p>全般的な事項</p>	<p>予測対象時期を「工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予測される時期」、「工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期」等としているが、より具体的に状況が示される必要があるためその時期における工事の内容、車両の通行台数等、予測の基礎となる部分を評価書において明らかにすること。</p> <p>また、供用後の交通量については、P.8-1-25 において H42 年の計画交通量を用いることが記されていることから、表 7.2.1(1)～(21)の対応する箇所具体的に交通量を記載すること。</p>	<p>予測条件として工事の内容(予測対象ユニット)や、予測に用いた現況日交通量、工事用車両の台数、走行速度を資料編に記載しました。</p> <p>予測に用いた供用後の交通量については、評価書の表 7.2.1.(1)、(6)、(9)、(10)の予測対象時期等に具体的な交通量の数値を記載しました。</p> <p>参照ページ:資料編 1-3～1-45 頁 評価書 7-7 頁、7-12 頁、7-15 頁、7-16 頁</p>
	<p>対象事業に接続する主な幹線道路との複合的な環境影響については、主務省令第 10 条第 5 項に基づき、事業計画、将来交通量や利用状況に係る基礎的な情報を整理・勘案した上で把握し、環境保全措置の必要性を検討するとともに検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>また、北区間で行う環境保全措置と合わせて効果が発揮されるよう、北区間の事業者と連携して環境保全措置を検討及び実施するとともに、実施した措置の内容については事業実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにする旨を評価書に記載すること。</p>	<p>(仮称)桜井インターチェンジにおいて接続予定の北区間や国道 140 号(西関東連絡道路)、その他主要幹線道路との相互影響(大気質と騒音)については、評価書及び資料編に記載しました。</p> <p>また、環境保全措置の検討及び実施にあたっては、北区間で行う環境保全措置と合わせて効果が発揮されるよう、北区間の事業者と連携することを評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-1-55 頁、8-2-33～8-2-34 頁、8-2-39～8-2-40 頁、資料編 3-1～4-29 頁、評価書 8-8-43 頁、8-8-47 頁</p>
	<p>複合影響の考慮</p>	

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
建設発生土受け入れに伴う土壌汚染の防止	<p>他事業からの建設発生土の受け入れによる2次的な土壌汚染を防止するため、管理指針及びマニュアル等により工事請負業者に周知徹底する旨を評価書に記載すること。</p> <p>また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、設置前に土砂の管理及び濁水対策等について対応方針を明らかにし、関係機関と協議すること。</p>	<p>他事業からの残土の受け入れにあたっての留意事項として、管理指針及びマニュアル等により工事請負業者に周知徹底することを評価書に記載しました。</p> <p>また、受け入れ残土の仮置場を設置する場合は、設置前に土砂の管理及び濁水対策等について対応方針を明らかにし、関係機関と協議を行うことを評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ: 評価書 8-13-6～8-13-8 頁</p>
全般的な事項	<p>準備書において、都市計画決定権者が環境基準等を「基準又は目標値」として設定し、その適合状況を確認した項目については、対象事業による環境影響の程度及び広がりについて、次の事項が明らかになるよう検討すること。</p> <p>1) 現在の環境の状況との比較</p> <p>対象事業が及ぼす環境影響の程度については、現在の環境の状況を明らかにした上で、環境保全措置の実施前後の環境影響を比較検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>対象事業が及ぼす環境影響の程度については、現在の環境の状況を明らかにした上で、環境保全措置の実施前後の環境影響の比較を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載しました。</p> <p>なお、建設機械の稼働に係る粉じん等現地調査を実施していない項目については、工事着手前に調査を実施します。</p> <p>参照ページ: 評価書 8-1-60～8-1-63 頁、8-2-45～8-2-56 頁、8-3-21 頁</p>
	<p>2) 「環境影響がない」又は「環境影響の程度が極めて小さい」と判断した経緯の明確化</p> <p>都市計画決定権者が環境影響の程度が「環境基準未満である」ことを理由に「影響はない」と判断した地域であっても、対象事業の実施により現在の環境の状況から乖離することとなる地域(例えば、当該事業による環境影響の寄与率が10%を超える地域)については、主務省令第14条第1項に定める、「環境影響がない又は環境影響の程度が極めて小さいと判断」した理由を具体的に評価書に記載すること。</p>	<p>準備書における各評価項目については、「事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているかどうか」、「整合を図るべき基準又は目標との整合が図られているかどうか」について評価しました。</p> <p>その結果、計画路線は道路の計画段階において、集落及び市街地をできる限り回避した計画としており、住居等の保全対象への影響に配慮し、環境負荷の回避・低減を図っており、また、環境基準等との整合は図られると評価しました。</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
全般的な事項 都市計画決定権者が設定した基準又は目標値に満たない環境影響の取扱い	<p>3) 事後調査の実施</p> <p>上記2)に該当した場合は、対象事業の実施中及び実施後における周辺環境への影響を確認するため事後調査を実施し、対象事業による環境影響の程度を明らかにした上で、環境保全措置の必要性を検討し、その経緯及び結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにすること。</p> <p>なお、都市計画決定権者は、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされることを求めた、環境影響評価法第3条の主旨を尊重すること。</p> <p>あわせて、環境基本法第16条に定められた「環境基準」は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準として定められたものであり、対象事業による環境影響を当該基準値まで地域住民等に許容させるものではないことを申し添える。</p>	<p>評価項目については、山梨県環境影響評価条例（以下、「山梨県条例」という。）第46条に基づき、事業の実施中及び実施後において環境の状況及び環境の保全のための措置の実施状況を把握するために、中間報告書及び完了報告書の作成等の手続を行います。</p> <p>参照ページ: 評価書 10-1 頁</p>
	<p>第5章及び第6章に示された都市計画決定権者の見解は、記載内容に具体性がなく、また引用・参照部分が容易に特定できない。環境影響評価手続は住民に対して、当該事業の実施による影響について説明するためのものであることに鑑み、地域住民等に分かりやすい資料となるよう、次の点に配慮すること。</p> <p>1) 第6章に記載した見解に、環境影響の予測及び評価の結果を引用することにより、当該見解においてその根拠及び参照ページが把握できるようにすること。</p> <p>2) 専門用語には注釈を付け、引用部分には「引用」と明記し、参照部分等については、参照ページを記載すること。</p> <p>3) 住民説明会等で配布するパンフレット等については、分かりやすい内容となるよう記載を工夫すること。</p>	<p>第5章及び第6章に示された都市計画決定権者の見解については既に公表済であるために修正は行いませんが、準備書に対する知事意見とその見解については、記載例に従い整理し、評価書に記載しました。</p> <p>専門用語には注釈を付け、引用部分には「引用」と明記し、参照部分等については、参照ページを記載しました。</p> <p>今後、住民説明会等でパンフレット等を配布する場合は、分かりやすい内容となるよう記載を工夫します。参照ページ 評価書 12-1～12-21 頁</p>

〈記載例〉

知事意見	都市計画決定権者の見解	参照ページ
.....	図8-X-X P.8-X-XX

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
<p>全般的な事項</p>	<p>専門家の助言</p> <p>専門家による技術的助言(P.7-3)については、概要のみの記載となっており不明な点が多い。それぞれの助言の具体的な内容及び助言に対する検討の経緯及び反映状況が分かるように、できる限り詳細に記載すること。</p> <p>また、方法書手続以降に新たに受けた専門家からの助言についても上記のことに配慮した上で評価書に記載すること。</p> <p>なお、助言を受けた専門家については、原則として所属氏名を併せて記載すること。</p>	<p>専門家の専門分野、助言の具体的な内容及び助言に対する検討の経緯及び反映状況は評価書に記載しました。</p> <p>また、専門家の所属氏名については、公表することで個人への問合せにより専門家の業務に支障が生じるおそれがあるため、評価書には記載していません。</p> <p>参照ページ:評価書 7-4 頁</p>
<p>個別事項</p>	<p>大気汚染・騒音・振動共通事項</p> <p>1)環境影響評価の手法</p> <p>a)予測地点の選定・面的評価の実施</p> <p>石和西小学校の付近、及び東油川インターチェンジ周辺については、大気汚染、騒音、振動の面的予測が行われていないことから、予測地点に追加し、周辺への環境影響の程度を明らかにすること。なお、予測地点として選定しない場合はその理由を評価書に記載すること。</p> <p>また、図 8.1.6 予測断面図(P.8-1-15～P8-1-20)の位置を、図 8.1.7 (P8-1-21～P8-1-24)に示すこと。</p> <p>b)環境の保全に特に配慮が必要な施設に対する影響の把握</p> <p>方法書知事意見に対する都市計画決定権者の見解(P.6-6)において、「計画ルート周辺の環境の保全に特に配慮が必要な施設については、対象道路事業実施区域が最も近接する施設において約30m離れており、工事中及び供用後においても騒音等の影響は生じないと考える」と記載されている。しかし、30m離れることにより影響が生じないとする理由が示されていないことから、施設の高さ、階層、計画路線との位置関係を明確にしたうえで、これを考慮した予測を行うこと。</p> <p>特に計画路線に近接する環境の保全に特に配慮が必要な施設(桜井寮、石和西小学校等)については、建物の高さを考慮した予測を行い、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>なお、石和西小学校については、「学校環境衛生の基準」(文部省体育局長裁定平成4年6月23日一部改訂平成14年2月5日)との整合を確認し同基準に基づく環境保全措置の必要性についての検討経緯を評価書に記載すること。</p>	<p>大気質及び騒音における小石和 IC 周辺及び東油川 IC 周辺の平面予測結果を評価書に記載しました。振動については現地調査の結果、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を大きく下回っているため、面的予測は行っていません。</p> <p>また、図 8.1.8 予測断面図の位置を、図 8.1.9 に図示しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-1-28～8-1-30 頁、8-1-52 頁、8-1-55 頁、8-2-24～26 頁、8-2-33～8-2-34 頁、8-2-39～8-2-40 頁</p> <p>資料編 3-5～3-7 頁、4-14～4-25 頁</p> <p>環境の保全に特に配慮が必要な施設については、その高さ、階層、計画路線との位置関係を明確にした上で、保全対象ごとに環境影響の程度及び環境保全措置を資料編に記載するとともに、これを考慮して予測を行いました。</p> <p>大気質、騒音の影響について、計画路線に近接する環境の保全に特に配慮が必要な施設(桜井寮等の老人福祉施設及び石和西小学校)において、建物の高さを考慮した予測を行い、その結果を資料編に記載しました。</p> <p>なお、石和西小学校については、「学校環境衛生の基準」(文部省体育局長裁定平成4年6月23日一部改訂平成14年2月5日)との整合を確認し同基準に基づく環境保全措置の必要性についての検討経緯を資料編に記載しました。</p> <p>参照ページ:資料編 2-22～23 頁</p> <p>資料編 2-30～2-34 頁</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
個別事項	<p>c)環境保全措置の検討</p> <p>現在、既に環境基準を超過している予測地点については、計画路線寄与分が基準を下回っていることのみを理由として、「環境保全措置は不要」と判断することは適切ではなく、現在の状況と予測値との乖離や本事業の寄与の程度を考慮して環境保全措置を検討する必要がある。当該地域における環境影響の低減については、方法書知事意見に対する都市計画決定権者の見解(P.6-6)に沿って「都市計画決定権者の実行可能な複数の環境保全措置について比較検討」し、その経緯及び結果について評価書に記載すること。</p>	<p>現在既に環境基準を超過している地点については、現在の状況と予測値との乖離の程度を既存道路の寄与分、計画路線の寄与分を表で整理しました。また、実行可能な環境保全措置について比較検討し、その経緯及び結果について評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-2-29～8-2-56 頁</p>
	<p>1) 構造物による気流の変化</p> <p>構造物の設置により発生する気流の変化の環境影響については、環境の保全に特に配慮が必要な施設(桜井寮、石和西小学校等)のうち、他よりも環境影響が大きくなる恐れがあるものの周辺の状況を短期濃度予測により明らかにすること。</p>	<p>環境の保全に特に配慮が必要な施設(桜井寮、石和西小学校等)のうち、バックグラウンド濃度が高い石和西小学校を対象に、高濃度となる時期における短期濃度予測を実施し、施設の周辺の状況の整理結果を資料編に記載しました。</p> <p>参照ページ:資料編 2-35～2-36 頁</p>
	<p>1)橋梁、高架のジョイント部分からの騒音防止</p> <p>計画路線は盛土、高架、橋梁で構成されており、高架又は橋梁のジョイント部分が発生源となる騒音の影響が懸念されることから、都市計画決定権者が「準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解」に示したとおり、ジョイント部の構造の検討などの際、より騒音防止が図れる技術が採用されるよう、設計段階において配慮すること。</p> <p>あわせて、その検討の経緯及び結果については、事業実施中及び実施後の手続において明らかにすること。</p>	<p>今後、橋梁の詳細設計においては、騒音の影響を小さくするため、ジョイント部の構造の工夫を検討するなど、周辺環境に配慮した道路整備に努めます。</p> <p>また、その検討の経緯及び結果については、事業実施中及び実施後の手続の中で明らかにします。</p> <p>参照ページ:評価書 8-2-41～8-2-42 頁、8-2-44 頁、10-1 頁</p>
	<p>1)周辺の公共事業等の影響の把握</p> <p>方法書知事意見において、周辺で実施された公共事業等に起因する振動に関する情報等を把握するよう求めたが、結果が示されていない。工事実施までに、沿線家屋からの苦情等の確認状況について把握すること。</p>	<p>工事実施までに、周辺で実施された公共事業等に起因する振動に関する情報等を把握します。</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
個別事項	<p>2)低振動型建設機械の取り扱い 低振動型建設機械については、市販されている機種が限定的であることから、低振動型機械を使用する地点、工事内容及び使用する機械の種類を示した上で、「当該環境保全措置は限定的な措置」であることを評価書に明記すること。</p> <p>あわせて、低振動型機械を使用しない地域については、振動に係る追加的な環境保全措置の必要性について再検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。なお、追加的な措置を実施する場合は環境影響の低減の度合いについても記載すること。</p> <p>また、工事実施までに新たな機種が低振動型として国から指定された場合は、当該機種を優先的に使用する旨、機種を選定経緯及び結果を事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載すること。</p>	<p>建設機械の稼働に係る振動の環境保全措置に記載している低振動型建設機械は、橋梁における土留工で使用するバイプロハンマを想定していることを評価書に記載しました。</p> <p>また、低振動型建設機械を使用しない工事については、環境保全措置として「作業方法の配慮」を行うことを評価書に記載しました。</p> <p>なお、工事実施までの間に新たに使用可能な機種が低振動型として指定された場合は、当該機種を優先的に使用するなど、事業実施段階で使用可能な低振動型機械を確認した上で、工事への採用を検討することを評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-3-28～8-3-30 頁、10-1 頁</p>
	<p>3)基準又は目標との整合性の検討 振動については、振動規制法及び同法施行規則に基づく「交通振動に係わる限度」を、整合を図るべき基準としているが、現況の振動レベルが、通常人が振動を感じ始めるとされる 45～50dB 未満である地域が多いことから、現況と予測結果の差がもたらす影響についても検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>自動車の走行に係る振動の評価結果において、予測値と予測地点に比較的近いと思われる現況値を表で整理しました。また、人体の振動感覚閾値との比較を評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-3-20 頁</p>
空気振動	<p>1)建設機械の稼働に伴う低周波音 大型建設機械の稼働による低周波音の発生に対する検討を求めた方法書知事意見に対し、「環境保全に特に配慮が必要な施設等の分布状況について、資料収集及び現地踏査を実施して把握した」旨の見解を示しているが(P.6-8)、準備書にその内容が明らかにされていないことから、調査結果及び環境保全対策等の検討の経緯を評価書に記載すること。</p> <p>また、方法書知事意見に対する都市計画決定権者の見解(P.6-8)に記載された「施工にあたっては、極力、低周波音が発生しない機械及び工法を選定する」旨を環境保全措置として位置付け、機種 of 具体的な選定手法及び類似する事例等を明記するとともに、事業実施中及び実施後の手続において検討の経緯及び結果を明らかにする旨を評価書に記載すること。</p>	<p>土地利用の状況を把握する目的で実施した都市計画対象道路事業実施区域周辺の家屋等の位置を資料編に記載しました。</p> <p>また、工事に使用する建設機械の詳細については事業実施段階で検討を行いますが、機種選定の検討の経緯及び結果については、事業の実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにすることを評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 10-1 頁 資料編 2-26～2-29 頁</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
個別事項	<p>2)心身に係る苦情に関する評価指針の取扱い P.8-4-12 に示された「基準又は目標との整合性の検討」において、当該項目の調査、予測及び評価の手法として選定した「道路環境影響評価の技術的手法 2007改訂版 第2巻」(P.289)に記載されている「③心身に係る苦情に関する評価指針 G 特性音圧レベル 92dB」が評価基準から除外されている。</p> <p>移動発生源については、同資料 P.290 において、「交通機関等の移動発生源とそれにともない発生する現象には適用しないこと」としているが、方法書知事意見で述べた工事中の建設機械を発生源とする場合のように、工事が一定箇所ですべて一定期間行われる場合については固定発生源と見なすべきであることから、環境影響の程度について検討しその経緯及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>環境省の評価基準「G 特性音圧レベル 92dB」の取り扱いについて、評価書では整合を図る基準又は目標として採用しませんが、事業実施段階における苦情に係る評価指針として活用することを評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-4-14 頁</p>
	<p>1)濁水による環境影響の把握 濁水や工事排水に対する環境影響の把握を求めた方法書知事意見に対し、都市計画決定権者は「当該事業においては、仮設沈砂池や濁水処理装置を用いることにより、濁水やアルカリ排水を河川等の公共用水域に排出しない」旨の見解を示しているが(P.6-10)、「仮設沈砂池や濁水処理装置等」による効果については、数値等により具体的に示されていないことから、排出水の水量・水質とその環境への影響について予測及び評価を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>工事中の濁水については、新たに「工事中の水質監視等」の項目を設け、当該事業においては、仮設沈砂池や濁水処理装置等を用いることにより、濁水やアルカリ排水を河川等の公共用水域に排出しないこと、事業実施中に定期的な調査を行うことを評価書に記載するとともに、その検討結果を資料編に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 24 頁 資料編 2-37～2-38 頁</p>
	<p>地下水の水位の予測(P.8-5-1～8)については、次の1)に示す疑義があることから、現地調査の再実施を含む調査、予測及び評価を行い、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>なお、十分な調査が実施できない場合は、準備書作成時に調査対象とした全井戸を、モニタリング調査の対象とし、揚水量の変化等により当該事業による環境影響を把握し、その検討経緯及び結果を事業実施中及び実施後の手続きで明らかにすること。</p> <p>1) 表 8.5.3 に示された地下水の水位は聴き取り調査による井戸の深度をあてはめているため、実測により得られた帯水層(地表から1～3m(図表集 P.83))よりも大幅に深い値となっており、数値の幅も大きい。また、既存井戸と実測された帯水層の位置関係及びこれらと表 8.5.4 に記載した帯水層との関係が示されていない。よって、都市計画決定権者が「対象道路の周辺のほとんどの既存井戸は、採水位置は地表から深さ数十m以深と基礎工等の掘削工事よりも深いことから、現状の地下水利用に影響はほとんど生じない。」(P.8-5-7)としている予測結果は過小である可能性がある。</p>	<p>準備書の記載の中には誤解を招く表現が含まれていたため、評価書において修正しました。</p> <p>なお、修正にあたっては、可能な限り具体的な表現に努めました。具体的には、予測地域を濁川より南側の区間、濁川から平等川までの区間、平等川より北側の区間に分けて、それぞれに計画されている橋梁区間を対象に、現時点で想定される自由地下水位面と掘削深さとの関係性を評価書に記載しました。</p> <p>また、環境保全措置として、矢板工法の採用や観測修正法の実施を取り上げるとともに、事業実施段階では観測井によるモニタリングを行うことを評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-5-1～8-5-13 頁</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
日照 阻害	<p>計画路線における日照阻害については、図表集 P.165～168 に断面図が記載されているが、周辺の建物の立地や土地利用の状況との関連が把握できないことから、影響範囲を平面図上にも示した上で環境保全措置の必要性について検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>盛土区間及び橋梁区間のそれぞれ代表的な地域を対象として実施した日照の平面予測結果と、環境保全措置の必要性に関する検討の経緯及び結果を資料編に記載しました。 参照ページ:資料編 2-39～2-44 頁</p>
	個別 事項 動物・ 植物・ 生態系	<p>1)予測時期 調査時期を「4季実施することを基本とし、そこに生息する動物(植物種及び群落)を効率よく確認できる時期」としている(P.8-8-6, P.8-9-4)が、具体性がなく選定理由が明確でない。調査時期の選定理由をわかりやすく記載すること。</p>
<p>2)鳥類の調査時期の反映 方法書知事意見において、国(環境省)が定期的を実施している「ガン・カモ科生息調査」を参考として河川横断部の周辺を調査するよう求めたが、その調査結果が反映されていない。当該調査と都市計画決定権者が実施した調査の結果との比較により、都市計画決定権者の調査結果が地域の状況を十分反映していることが明らかになるよう評価書に記載すること。</p>		<p>動物の調査結果として、「ガン・カモ科生息調査」地点と現地調査範囲との関係、「ガン・カモ科生息調査」結果と現地調査結果の比較を評価書及び資料編に記載しました。 参照ページ:評価書 8-8-11～8-8-12 頁、資料編 2-45～2-46 頁</p>
<p>3)改変区域と分布状況の関係 計画路線と重要種の生息・生育を確認した場所との位置関係、改変範囲、動物の移動経路との関連が確認できる適切な縮尺の図面を追加すること。 ただし、乱獲等の防止のため、希少種の生息・生育地の状況等の非公開情報については別冊とすること。</p>		<p>動物及び植物の重要種確認位置は、1/10,000の縮尺図面に表示し、非公開資料に記載しました。 なお、希少種等の非公開情報については別冊(非公開資料)にとりまとめました。 参照ページ:非公開資料 1-1～1-61 頁、2-1～2-22 頁、4-1～4-7 頁</p>
<p>4)希少種に対する配慮 a)オオタカ、ミゾゴイ、オオムラサキ 北区間との接続部付近において、生息が確認されているオオタカ、ミゾゴイ及びオオムラサキについては、事業の実施により北区間で行う当該種の環境保全措置と合わせて効果が発揮されるよう、北区間の事業者と連携して環境保全措置を検討及び実施するとともに、実施した措置の内容については事業実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにする旨を評価書に記載すること。</p>		<p>オオタカ、ミゾゴイやオオムラサキについて、北区間での環境保全措置と合わせて効果が発揮されるよう、北区間の事業者と連携して実施する内容を評価書に記載しました。 また、実施した措置の内容については事業実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにする旨を評価書に記載しました。 参照ページ:評価書 8-8-43 頁、8-8-47 頁、10-1 頁</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
個別事項 動物・植物・生態系	<p>b)シマヘビ</p> <p>環境保全措置として設置されるボックスカルバートについて、事業着手前に類似事例の効果について検証し、設置位置、構造、当該対象種の利用を妨げないための措置、人の影響等について十分な検討を行うこと。</p> <p>また、事後調査において、当該措置の効果について検証し、その経緯及び結果については、事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載すること。</p>	<p>環境保全措置として設置するボックスカルバート等の効果については、事業着手前に既存の知見及び事例を参考に専門家等と協議しながら、設置位置、構造、当該対象種を誘引するための措置、人の影響等について十分な検討を行います。ボックスカルバート等の既存の知見及び事例を資料編に記載しました。</p> <p>また、当該措置の検討の経緯及び結果については、事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:資料編 2-47～2-57 頁 評価書 10-1 頁</p>
	<p>c)イシガメ</p> <p>イシガメについては、「生息確認位置が路線計画区域の 250m以遠」として、予測対象種から除外されているが(P.8-8-23)、当該種は本県の絶滅危惧Ⅱ類であり、準備書において都市計画決定権者も重要な両生類・爬虫類として選定している(P.8-8-16)。</p> <p>また、専門家の技術的助言でも(P.7-3)、「注目すべき生息地等が近辺に確認された場合は、適宜調査範囲を広げると良い」とされていることから、当該種を環境影響評価の対象とすることを再検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p>	<p>イシガメについては、4季調査での確認例が一例のみであり、かつ都市計画対象道路事業実施区域の端部から 250m以上離れた(約 300m)落差のある水路での確認でした。</p> <p>都市計画対象道路事業実施区域周辺にはイシガメの生息環境は存在するものの、アカミガメ等のカメ類が優占しており、生息の可能性は小さいことから、予測対象種とはしなかったことを評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-8-27 頁</p>
	<p>5)生態系の定量的な評価の実施</p> <p>生態系への環境影響については定量的にその程度を明らかにしたうえで、環境保全措置を講じる場合と講じない場合の生態系区分の変化の程度を、次の点が明らかになるようとりまとめ、その検討経緯及び評価結果を評価書に記載すること。</p> <p>a)土地利用状況を考慮した、生態系区分の設定及び取りまとめ</p> <p>b)対象事業により改変を受ける生態系区分の種類及び面積</p> <p>c)環境保全措置を講じない場合の生態系区分の変化</p> <p>d)環境保全措置を講じる場合の生態系区分の変化(複数案の比較検討)</p> <p>(複数案の例:一般的な植栽、単一植栽、地域生育種による植栽など)</p> <p>なお、道路区域外に設置される作業ヤード、作業用道路等がある場合は記載すること</p>	<p>評価書では、事業実施区域を濁川より南側の区間、濁川から平等川までの区間、平等川より北側の区間に分けて、注目種・群集や地域を特徴づける生態系への影響について、可能な限り定量的な表現に努めました。</p> <p>また、環境保全措置の検討において、環境保全措置を講じる場合と講じない場合の生態系区分の変化の程度、並びに環境保全措置についての複数案の比較検討を行い、評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-10-30～8-10-50 頁 資料編 2-58～2-66 頁</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
個別事項	<p>動物・植物・生態系</p> <p>6)生態系・景観の環境保全措置の検討 景観の環境保全措置(P.8-11-30)として記載している、「盛土法面等及び地形改変部の緑化」については次の点を考慮したものとする。</p> <p>a)生態系の指標種として選定した草地性チョウ類の生息環境としての機能が期待できるよう修景用植栽の検討を行うこと。</p> <p>b)当該検討により期待される効果については生態系の項目において検討を行い、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>c)当該措置を事後調査対象とし、保全措置の効果については事業実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにする旨評価書に記載すること。</p>	<p>生態系の環境保全措置として取り上げた「在来種による植栽(法面等地表改変部)」の効果について、評価書に記載しました。</p> <p>また、当該措置の効果については、事業実施中及び実施後の手続きにおいて明らかにする旨を評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-10-47～8-10-49頁、10-1頁</p>
	<p>風景・景観 人と自然とのふれあい活動の場(共通意見)</p> <p>1)方法書知事意見の反映</p> <p>a)地域住民及び観光客等の視点に立った予測地点(視点場)の選定 方法書知事意見等において、地域住民の視点に立った予測地点(視点場)の選定を求めたところであるが、準備書の予測結果に対し、地域住民から環境影響の程度が把握しにくいことが指摘され、南アルプス、曾根丘陵及び小曲地区の観光農園周辺等の眺望についても配慮するよう求められた。</p> <p>こうした指摘事項に対応するため、都市計画決定権者が行っている追加調査や検討(H24.6.15 環境影響評価等技術審議会説明事項)を評価書に反映させる際には、次の点が明らかになるよう取りまとめること。</p> <p>(1)当該追加調査の調査地点の選定経緯及び選定理由</p> <p>(2)当該追加調査に係る予測及び評価の検討の経緯及び結果</p> <p>b)予測結果の反映及び地域住民等の意見の反映 今後、事業者が開催する説明会等において、住民等からの高架・橋梁等の道路構造に関して出された意見(環境の保全の見地からの意見に限る)については、追加調査の結果等を参考とする中で、詳細設計等に反映すること。</p> <p>2)環境保全措置の検討</p> <p>a)環境影響の整理 計画路線により環境影響を受ける地点及びその地点において阻害される景観(山並み、扇状地、農地景観など)の内容及び範囲が明らかになるよう取りまとめること。</p>	<p>追加調査に係る予測及び評価の検討の経緯及び結果を評価書に記載しました。</p> <p>また、追加調査の調査地点の選定経緯及び選定理由を資料編に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-11-2～8-11-3 頁、8-11-5 頁、8-11-30～8-11-53 頁 資料編 8-4～8-5 頁</p> <p>今後、事業者が開催する説明会等において、高架・橋梁等の道路構造に関して住民から出された意見(環境の保全の見地からの意見に限る)については、追加調査の結果等を参考とする中で、詳細設計等に反映します。</p> <p>予測結果を踏まえ、都市計画対象道路事業実施区域により環境影響を受ける地点及びその地点において阻害される景観(山並、扇状地、農地景観など)の内容及び範囲を評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-11-10～8-11-53 頁</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
個別事項 風景・景観、人と自然とのふれあい活動の場(共通意見)	<p>b)複数案の検討 準備書の「環境保全措置の検証(P.8-11-31、P.8-12-8)」に記載した内容については、フォトモンタージュ等による複数案の比較検討の結果(現況、改変後、保全措置による低減等の度合い)を明らかにするとともに、次の点に留意し、検討の経緯及び結果を評価書に記載すること(複数案の最終的な選定が未定の場合は、複数案の並列で可)。</p> <p>(1)盛土法面等及び地形改変部の緑化 法面の緑化は、生態系、景観・風景、人と自然とのふれあい活動の場において、それぞれ異なる効果が期待されることから、当該措置については総合的な検討を行うこと。 なお、当該措置については、継続的に長期的視点に立って、効果を最大限発揮させることが重要であることから、適切な維持管理を行うこと。</p> <p>(2)道路構造物(橋梁等)及び道路付属物の形式、デザイン、色彩等の検討 道路構造物及び道路付属物の修景においては、特に近景における影響の低減効果が期待される措置について類似事例を広く収集し、より環境影響を低減することができる措置を選定するよう努めること。</p>	<p>フォトモンタージュによる複数案の比較検討の結果については、検討の経緯及び結果を評価書に記載しました。</p> <p>環境保全措置としての法面の緑化については、生態系、景観・風景、人と自然との触れ合い活動の場のそれぞれにおいて、当該措置の効果について検討を行い、評価書に記載しました。</p> <p>また、法面の緑化の具体的な方法、維持管理等に関する検討の経緯及び結果については、事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載しました。</p> <p>道路構造物及び道路付属物の修景においては、圧迫感の軽減が期待できる橋梁形式や、道路構造物や道路付属物のデザインなどに関する類似事例を広く収集し、より環境影響を低減することができる措置を選定するよう努めました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-10-45～50 頁、8-11-54～8-11-60 頁、8-12-9～10 頁、10-1 頁</p>
	<p>c)専門家意見の取扱い 環境保全措置の実施に当たって聴取するとした(P.8-11-31、P.8-12-9)専門家の意見の内容及び意見の反映状況については、検討の経緯を含めて評価書に記載すること。</p>	<p>環境保全措置の実施にあたり、事業実施段階で行う専門家等からの意見の聴取の内容及び意見の反映状況については、事業の実施中及び実施後の手続の中で明らかにします。</p>
環境への負荷の量(廃棄物・発生土)	<p>1)方法書知事意見の反映 a)廃棄物・発生土の定量的な予測及び評価の実施 廃棄物・発生土の排出抑制、再資源化等については、方法書知事意見において定量的な予測及び評価の検討を求めたところであるが、「表 8.13.7 建設リサイクル推進計画の目標値(P.8-13-5)」が記載されているだけである。表 8.13.7 の目標値を実現するための手法について、次の点が明らかになるように定量的に検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>ア)対象事業実施区域周辺の廃棄物処理施設の処理品目、処理量等の状況を確認し、具体的な排出量等の推計結果を提示した上で環境影響について検討すること。</p> <p>イ)再資源化等による発生抑制については、廃棄物の種類ごとに方針を示し、期待される効果を明らかにすること。</p>	<p>廃棄物については、事業による排出量等の調査結果を整理し、廃棄物の種類ごとに再資源化の方針を示し、評価書及び資料編に記載しました。</p> <p>対象事業実施区域周辺の廃棄物処理施設の処理品目、処理量等の状況については、事業者名、所在地、処理品目等について評価書に記載しました。</p> <p>具体的な排出量や事業実施区域内での再利用率等については、評価書に記載しました。</p> <p>再資源化等による発生抑制については、廃棄物の種類ごとに再資源化の方針を示し、期待される効果を評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 4-2-56～4-2-57 頁、8-13-2～8-13-6 頁、資料編 10-1 頁 図表集 39 頁</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
個別事項 環境への負荷の量(廃棄物・発生土)	<p>2)廃棄物量等の予測に必要な基礎的な資料の収集</p> <p>産業廃棄物処分業者の状況(P.4-2-56)について、当該事業に接続する甲府外郭環状道路北区間の準備書(P.4-2-91)では、より詳細に記載(事業者名及び所在地を明記)されている。また、再資源化施設(廃棄物処理施設)については、県ホームページにおいて事業者名、処理品目等を公表している。これらを参考として周辺地域における廃棄物の処理可能量等を把握すること。</p>	<p>産業廃棄物処分業者の状況については、事業者名、所在地、処理品目等について評価書に記載しました。</p> <p>また、山梨県及び周辺地域における、建設業から発生する廃棄物の処理の現状について、平成20年度の廃棄物処理実績値を把握し、評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 4-2-56～4-2-57頁、8-13-3頁、図表集 39頁</p>
	<p>3)廃棄物量等の予測</p> <p>a)環境保全措置の検討(P.8-13-2～4)においては、「表 8.13.2 予測結果(P.8-13-2)」の算出根拠を明らかにしたうえで、地域の廃棄物処理の状況(P.4-2-55)との整合を図りながら、発生する建設副産物の処理が適切に行われることを明らかにすること。</p> <p>b)検討結果の検証(P.8-13-3)では、「再資源化施設(廃棄物処理施設)への搬入による他事業等での利用」が環境保全措置として採用されているが、具体的な検証は行われていないことから、廃棄物の発生量と周辺の再資源化施設の状況及び当該事業における再生材の使用率等を踏まえた予測及び評価を行うこと。なお、再資源化施設の予測時期の処理能力が現況のままであると想定し、具体的に検討すること。</p> <p>c)環境保全措置の検証(P.8-13-3)については、「廃棄物等の環境影響をできる限り回避若しくは低減されているかどうかについて検証した」としているが、検証の過程が不明であることから、検証の過程及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>d)都市計画決定権者は「事後調査は実施しない。」(P.8-13-4)としているが、当該項目の検討については、制度の説明の域を出ず、当該事業の廃棄物処理に係る方針が示されていないことから、事業着手後、廃棄物等の処理が適切に行われることを把握するための措置を事後調査に位置付け実施する旨を評価書に記載すること。</p>	<p>廃棄物の算出根拠について資料編に記載しました。</p> <p>また、周辺地域における排出量と再利用率等の実績を整理し、廃棄物の種類ごとに再資源化の方針を評価書に記載しました。</p> <p>環境保全措置の検証(P.8-13-4)については、山梨県及び周辺地域における、建設業から発生する廃棄物の処理の現状(平成20年度の廃棄物処理実績値)に基づき、廃棄物の発生量と周辺の再資源化施設の状況及び当該事業における再生材の使用率等を把握した上で検証の過程及び結果を評価書に記載しました。</p> <p>なお、当該事業の廃棄物処理に係る方針については、事業実施中及び実施後の手続において明らかにする旨を評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-13-3～8-13-6頁、10-1頁、資料編 10-1頁</p>

区分	知事意見	都市計画決定権者の見解
個別事項	<p>環境への負荷の量(廃棄物・発生土)</p> <p>4)建設発生土及び搬入土の取扱い</p> <p>a)建設発生土及び搬入土の量については、当該事業の土量計算の概要を図表により明確にすること。</p> <p>b)「建設発生土情報交換システム」(北区間準備書(P.8-13-2))の検討状況を受け入れ側として明らかにすること。あわせて、その内容を検討事項に追加記載する場合は、次の点を考慮すること。</p> <p>(1)他事業による利用実績を引用すること。</p> <p>(2)搬入土の県外からの受入れもありうることを明記すること。</p> <p>c)建設発生土等の処分について</p> <p>建設発生土等の処分については、次の点を明らかにしたうえで、環境保全措置を検討し、その経緯及び結果を評価書に記載すること。</p> <p>(1)当該事業における必要量、発生量及び処分方法(土量の計算結果を反映した検討)</p> <p>(2)土地の改変により発生が想定される粘土質(泥質)土壌の取り扱いに係る再利用のための処理方法及び使用時の品質の目安の例示</p>	<p>本事業による発生土及び搬入土の量は評価書に、区間毎の発生量は資料編記載しました。</p> <p>盛土材に必要な搬入土は、現時点において、本事業及び都市計画道路甲府外郭環状道路北区間からの発生土を流用することで必要量は賄える計画としています。</p> <p>ただし、事業の実施時期の違いなどにより、上記北区間からの建設発生土を流用できない場合、「建設発生土情報交換システム」の検討状況、その場合の県外からの搬入可能性について、評価書に記載しました。</p> <p>また、発生土等の処理方法については、事業実施段階で具体的な検討を行います。現時点で想定できる必要量、発生量及び処分方法、建設汚泥の発生の有無等については評価書に記載しました。</p> <p>参照ページ:評価書 8-13-2 頁、8-13-7 頁 資料編 10-1 頁</p>
	<p>温室効果ガス(未選定項目)</p> <p>1)方法書知事意見の反映</p> <p>準備書において、方法書知事意見が反映されていないことから、改めて温室効果ガスに係る検討を求める。</p> <p>なお、他県の事例(都市計画道路 能越自動車道(田鶴浜～七尾)(平成 23 年 7 月 13 日環境大臣意見提出))においては、既に評価項目として温室効果ガスが選定され、建設段階及び供用段階における二酸化炭素排出量の予測及び評価が実施されていることを申し添える。</p> <p>a)自動車の走行に伴う温室効果ガスの取扱い</p> <p>自動車の走行に伴う温室効果ガスの排出量の評価については、現状の既存道路からの排出量と、供用後の計画路線と既存道路の排出量の合計を比較すること。</p> <p>なお、「道路事業における温室効果ガス排出量に関する環境影響評価ガイドライン」(環境省:平成 22 年 3 月策定)も参考とすること</p> <p>b)工事中に発生する温室効果ガスの取扱い</p> <p>当該事業は工事期間が長期に及ぶことから、工事期間中に発生する温室効果ガスの排出量を定量的に見積り、削減対策を検討すること。</p>	<p>温室効果ガスは計画路線だけでなく、周辺道路も含めて評価すべき物質であり、環境影響評価における単独の道路事業の評価には馴染まないと考えられることから、予測・評価の対象としていません。</p>

注釈)方法書知事意見に続く数字(例 1.1、4.1.2 等)

環境影響評価準備書第6章 方法書についての山梨県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解(P.6-1～14)に記載された、知事意見の番号に対応。

評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応

環境影響評価法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十四条に基づく環境の保全の見地からの国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応(補正事項)を示す。

区分	国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応(補正事項)
動物について	<p>計画路線の対象事業実施区域内に生息が確認されているシマヘビ等の移動経路を確保するため、ボックスカルバート等の設置による環境保全措置を行うこととされているが、その具体的な内容について、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて十分に検討し、適切に措置を実施すること。</p>	<p>シマヘビ等の移動阻害に対する影響を低減するためのボックスカルバート等の設置による環境保全措置の具体的な内容については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて十分に検討し、適切に措置を実施する旨、評価書第8章第8節8-8-45頁、第10節8-10-50頁に記載しました。</p>
温室効果ガスについて	<p>工事中の温室効果ガス排出量を削減するため、他の道路事業における取組状況を踏まえ、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく特定調達品目等の使用等に努めること。また、効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガスの削減に資することから、地域の実情等を踏まえ、温室効果ガスの排出量削減に留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努めること。</p> <p>また、照明等の施設の省エネ化等を進め、供用時においてもできる限りの温室効果ガスの排出量削減に努めること。</p>	<p>事業実施段階において、温室効果ガス排出量を削減するため、他の道路事業における取組状況を踏まえ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成十二年五月三十一日法律第百号)に基づく特定調達品目等の使用に努める旨、評価書第3章24頁に記載しました。</p> <p>また、効率的な施工の実施が建設機械等から排出される温室効果ガス排出量の削減に資することから、地域の実情等を踏まえ、温室効果ガスの排出量削減等に留意しつつ、効率的な施工計画を策定するよう努める旨、評価書第3章24頁に記載しました。</p> <p>さらに、照明等の施設の省エネ化等を進め、供用時においてもできる限りの温室効果ガスの排出量削減に努める旨、評価書第3章24頁に記載しました。</p>